

(案)

こ 支 家 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

実 施 団 体 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

令和7年度ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和7年度ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業実施要綱」により行うこととし、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

令和7年度ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、ひとり親家庭への支援に関するポータルサイトの作成・運用を行うことで、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親家庭への支援に関する機運の醸成を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、「ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業」評価検討委員会により採択された団体（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を図るため、次の取組を行うものとする。

なお、1、2及び3を必須とし、4は任意で取り組むものとする。

1 情報収集・管理業務

(1) 相談窓口及び支援内容に関する情報収集

実施団体は、自治体及び全国団体を通じて、自治体における相談窓口及び支援内容、民間支援団体の相談窓口及び支援内容等、ポータルサイトに掲載する情報に関する調査を行うものとする。

なお、自治体及び全国団体の連絡先は、こども家庭庁より提供する。

(2) 企業情報の収集

実施団体は、ひとり親の雇用率の高い企業や、ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好な企業の情報を収集するものとする。

(3) 情報集約・整理

(1) 及び (2) で収集した内容を集約するとともに、都道府県市別の内容について、一貫性を持って把握できるよう整理するものとする。

2 ポータルサイト作成・運営業務

(1) 業務内容

本ポータルサイトを通して、自治体等におけるひとり親家庭への相談窓口及び支援内容等を周知するとともに、職場環境が良好な企業の情報を公開することで、ひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備することを目的として、次の業務を担うものとする。

なお、本ポータルサイトは、原則として、令和7年4月1日から稼働するものとする。また、実施期間については事業開始から年度末まで継続的に実施すること。

ア パソコン用及びスマートフォン用Webサイトの作成

イ Webサイトに必要なイラスト等の作成

ウ サーバー及びWebサイトの管理・運営

エ Webサイトに関する照会等の受付・回答

オ その他Webサイトの作成・管理・運営に係る一切のこと

(2) サーバー及び閲覧環境等

Webサイトのサーバーは、実施団体が用意したものを使用するもの（パブリッククラウド環境によるものも可）とし、作成するWebサイトは、国民が広く閲覧できる環境で、正常に動作するものであること。

また、イラストや写真等を効果的に活用するとともに、全体的なデザインに統一性を持たせ、見やすい構成とすること。

なお、Webサイトにおけるアイコン等は、必要に応じて実施団体が作成するものとする。

(3) Webサイトの構成及び掲載内容等

多種多様な利用者からのアクセスに対し、どのような利用環境からも閲覧しやすく、検索性が高く、また更新が容易なものとし、視認性にも十分に配慮するものとする。

また、Webサイトは以下の内容のページを設置するものとする。

ア 支援施策に関する情報

相談支援、就業支援、経済的支援など、分類別に活用可能な支援施策の情報を分かり易く掲載すること。

掲載にあたっては、支援施策の一覧のほか、個々の状態を選択することで活用可能な支援施策や、相談窓口をリストアップする仕組みを設けるなど工夫を行うものとする。

イ 自治体別の相談窓口及び支援内容等に関する情報

第3の1（3）で整理した内容を基に、自治体別の相談窓口（民間の支援団

体の窓口を含む）及び支援内容等を分かり易く掲載すること。ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施場所については、「ひとり親支援センター一覧」として整理し、掲載すること。

また、相談窓口に容易にアクセスできるよう、通話やメールアプリ等へのリンクを設定するなど、必要な工夫を行うものとする。

ウ ひとり親の雇用に理解のある企業情報

第3の1（3）で整理した内容を基に、ひとり親の雇用に理解のある企業情報を掲載すること。

エ 自治体職員向け情報

ひとり親家庭への支援に関する各種法令や通知、先進事例及びひとり親支援員向け研修資料等を分かり易く掲載すること。

また、自治体職員専用ログインページを設け、あらかじめID・パスワードを付与された自治体職員がインターネット経由でログインし、必要な情報を閲覧等できるようにすること。

オ その他、ひとり親家庭への支援に資するもの

（4）Webサイトの更新

作成するWebサイトについては、利便性、デザイン性、安全性等を確保しつつ、事業期間終了時までは、こども家庭庁と協議の上、適宜実施団体が内容の更新を行うものとする。また、さらなる内容の充実等のため、適宜ひとり親当事者、支援団体、有識者等にWEBサイトについての意見聴取等を行うこと。

特に、自治体別の相談窓口（民間の支援団体の窓口を含む）については、より適切なページにつなげたり、リンク切れを防止したりするために、定期的に（2回以上）更新を行うこと。なお、「ひとり親支援センター一覧」に関する情報については、令和7年5月末時点情報に更新するとともに、その集約結果をこども家庭庁に報告するものとする。

（5）情報セキュリティ

Webサイトの安全かつ安定的な運用のため、Webサイトの保守・管理を行い、次の点にも留意すること。

ア 緊急時におけるこども家庭庁への報告体制

情報セキュリティ対策も含め、システム障害等の緊急時におけるこども家庭庁への報告体制について、具体的に整備すること。

イ 情報セキュリティ対策

個人情報に関する情報については、セキュリティに十分配慮すること。サイトのセキュリティについては、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。

ウ ファイアーウォールを設定すること。

エ アクセスログを監視すること。

オ 常時暗号化（SSL）を図ること。

カ 情報改ざん、漏洩等の緊急時体制等を整備すること。

（６）業務の引継ぎ

実施団体に変更となる場合、本事業を新たに実施することとなった実施団体（以下「後任者」という。）への引継ぎは、以下のとおりとする。

ア 実施団体は後任者に対し、本実施要綱に記載されている業務に関し、後任者の事業開始日前までに書面により引継ぎを完了するものとする。

イ 引継期間は、後任者決定日から事業開始日前日までとする。

ウ 引継ぎに要する人件費等の経費は、実施団体及び後任者のそれぞれの負担とする。

エ 実施団体及び後任者は引継ぎを実施又は受けた旨の報告を、後任者の事業開始日までにこども家庭庁へ行うこと。

オ 実施団体は電話番号、ウェブサイトのドメイン、メールアドレス等を後任者の事業開始日から後任者が引き継いで利用できる体制を整えること。

３ 広報啓発等業務

（１）インターネット等を活用した広報啓発活動

インターネット等を活用した様々な媒体で広報啓発活動を実施すること。

なお、全国民に届くような広報啓発活動と、視聴者・読者層を分析してターゲットを絞った広報啓発活動などを効果的に組み合わせて広告が届けられるような広報啓発活動を行うものとする。

（２）シンポジウムの開催

ひとり親家庭の支援に関する機運の醸成を図ることを目的としたシンポジウムを開催するものとする。

なお、開催に当たっては、広く国民への周知を図るとともに、内容については、ポータルサイトに動画を掲載するものとする。

(3) ポスター等の作成による広報啓発活動

ポスターやリーフレット等を作成し、全国の自治体等に配布する広報啓発活動を実施するものとする。

また、単に成果物を自治体に配布するのではなく、成果物が効果的に活用されるようアンケートの実施や、広報に関するノウハウの提供を併せて行うこと。

なお、ポスター等のデザインデータについては、ポータルサイトに掲載し、自治体等における広報啓発活動において活用できるようにするとともに、成果物を配布する場合は、自治体等に希望部数を調査の上、7月中に完了させること。

4 その他ひとり親家庭への支援等に資する取組

上記1～3に記載する内容以外のひとり親家庭への支援等に資する取組であって、独自性のある効果的なものを行うものとする。

(例)

- ・ポータルサイトの多言語化
- ・チャットボットを活用した相談窓口や支援内容の案内
- ・本人同意を得た上で、相談者の情報管理及び自治体等への情報提供
- ・新聞広告や雑誌広告等を活用した広報活動
- ・ひとり親家庭の雇用に積極的に取り組む民間団体等と連携した広報活動 等

第4 事業の実施方法

1 事業実施計画の作成

実施団体は、第3に規定する事業を実施するに当たり、こども家庭庁と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

2 広報媒体の作成

実施団体は、広報媒体を作成する際には、そのデザインの一部としてこども家庭庁のロゴマークを使用するとともに、こども家庭庁と随時協議の上、作成すること。作成に当たっては、必要に応じてひとり親当事者、支援団体、有識者等に意見聴取等を行うこと。

なお、本事業は営利を目的とするものではないことから、実施団体は、自らの宣伝、広告等を目的として、作成した広報媒体に自らの名称を表記してはならないものとする。

3 こども家庭庁との協議

実施団体は、本事業を実施するに当たり、適宜こども家庭庁と協議の上、事業を実施するものとする。

4 効果検証等

実施団体は、アクセス数等の情報管理や、ユーザーアンケートの実施など、本事業の効果検証を行う体制を確保するとともに、検証結果等については、こども家庭庁へ別途提供するものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、第3の2（6）に定めるとおり、ポータルサイトの引継ぎに要する費用については、実施団体及び後任者のそれぞれの負担するものとする。

第6 会計

本事業の実施に当たっては、特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理するものとする。

第7 その他特記事項

1 委託の取扱い

実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2 著作権の取扱い

ア 事業期間中において、本事業の実施過程において得られた全ての成果物は、事業期間終了後、こども家庭庁に譲渡されるものとする。

イ 実施団体は前項の著作権に関し、著作権譲渡後、著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 実施団体が保有しない著作物で、本ポータルサイトに使用されるものに関しては、適切に著作権者からの使用許諾を取得すること。

3 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報、次に掲げるとおり取り扱うこと。

ア 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。

イ 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。

ウ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

エ 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。

オ 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。